

平成29年度横手市廃棄物減量等推進審議会 議事録

日 時 平成30年3月15日(木) 午後3時00分 ～ 4時30分
場 所 クリーンプラザよこて 研修室

出席者

審議会委員	1 番	笠井	みち子
	2 番	高野	恵津子
	3 番	小松田	かよ子
	4 番	黒政	和子
	5 番	鷹田	芳子
	6 番	高橋	弘子
	7 番	小棚木	美和子
	8 番	佐々木	建治
	9 番	佐藤	政彦
	10 番	鈴木	勝
	11 番	熊谷	秋夫
	12 番	黒沢	義春
	14 番	佐々木	静夫
	16 番	山本	眞喜子
	18 番	上田	卓巳

欠席者

審議会委員	13 番	佐々木	隆一	(鈴木 久徳 代理出席)
	15 番	遠藤	宗一郎	
	17 番	佐藤	政実	
	19 番	渡邊	万喜子	

事務局

市民生活部長	佐藤	均
生活環境課長	佐藤	信
生活環境課長代理兼廃棄物対策係長	木村	任弘
生活環境課廃棄物対策係 主査	高田	寛久
生活環境課廃棄物対策係 副主査	大庭	誠

1. 開会

2. 市民生活部長あいさつ

部長：本日は大変ご多用の中、横手市廃棄物減量等推進審議会へご出席いただき、誠に有難うございます。集団資源回収等の成果により、お陰様でごみの減量化が順調に

推移しております。委員の皆様からは忌憚のないご意見をお願いいたします。

3. 議事録署名委員の選出

会長：これまでどおり名簿順で指名します。今回は3番小松田委員、5番鷹田委員でした。今回は、6番高橋弘子委員、7番小棚木美和子委員にお願いします。

4. 協議

会長：市長より諮問された案件について審議に入ります。

案件（1）平成30年度横手市一般廃棄物処理実施計画（諮問）

（事務局説明 木村課長代理が説明）

資料1及び平成30年度横手市一般廃棄物処理実施計画（案）に基づき説明。

基本的には平成29年度計画と同様。変更点のみ説明。

変更1. し尿及び浄化槽処理実施計画の追加。

変更2. ごみ処理実施計画本文での変更点

（1）実施計画3ページ エ. ごみ集積所の環境整備

集積所の整備に活用できる補助金制度の拡大措置が平成30年度までであることから周知拡大を行う。

（2）実施計画5ページ （3）ごみ排出量・資源化の実績

平成29年度見込み値は平成28年度の実績から得られた量的な傾向をもとに2月までの実績から年間見込み値を算定した。

なお、見込量の算定にあたっては以下の算式で算定した。

平成29年4月～平成30年2月までの排出量÷平成28年2月までの進捗率、人口推計については、近似式を用いて推計し平成30年度の人口を90,402人と算定した。

変更3. 実施計画6ページ （4）ごみの減量化・資源化の目標

平成29年度計画での目標値に対する達成率の一覧表を加えた。また、平成30年度の目標値を設定した。目標設定にあたっては、一人一日当りの排出量（資源除く）は、人口減が見込まれますが平成29年度実績と同じ909g/人・日に設定した。

変更4. 実施計画7ページ （5）ごみの減量化・資源化

①ア 生ごみの減量化・資源化

全国おいしいたべきり運動ネットワーク協議会に参加し、食品ロス削減の取り組みについて情報共有を行うこととする。

①エ 常設型資源回収ステーションの設置導入

平鹿庁舎、大雄庁舎敷地内に設置し、今後他地区への設置を検討することとする。

①オ 水銀転嫁廃製品回収促進業務は削除し、東京オリンピックに向けた希少金属の回収協力

東京2020組織委員会主催の「みんなのメダルプロジェクト」に協賛し、各庁舎

に回収ボックスを設置し携帯電話の回収に協力する。

変更5. 実施計画 11 ページ以降 3. し尿及び浄化槽汚泥処理計画編

し尿については減量に適さないことから目標値は設定しないこととし、施設の稼働率のみを記載しています。計画の内容は以下のとおり。

1. 基本事項

ごみ処理実施計画編と同様に、し尿・浄化槽汚泥について処理する旨定める。

2. 処理計画

- (1) 処理主体は横手・雄物川両衛生センター2カ所とする。
- (2) 収集運搬計画は、許可業者が全量を収集し衛生センターで処理する。
- (3) 排出量実績と見込み量は衛生センター搬入量の蛍光から見込み量を算定。
- (4) 中間処理施設の概要を記載した。
- (5) 現在の許可業者で不足はないため原則として新規許可は出さない。

会長：ただ今事務局より説明がありました。何か質問はありますか。

笠井委員 東京オリンピックに向けた希少金属の回収について、前から行っているのか、それともこれから行うのか。

事務局 オリピック委員会の方に登録しており、各庁舎と各公民館に1個ずつ設置しております。通常の小型家電で収集された携帯電話も仕分けして積極的にオリンピック向けにしております。

熊谷委員 事務局の説明を受けごみの減量化が順調に推移していると思われる。皆さまの努力の賜物と考える。私たち一人ひとりが、更なるごみの削減を考えて行動する必要があると感じた。

小松田委員 常設型資源回収はどのようなものでしょうか。

事務局 このあとの案件になっておりますので、資料3で説明をしてもよろしいでしょうか。

<委員、了解。>

鈴木【代理】 よねやでは従来燃やすごみとプラごみは混合して出しても持って行ってもらったが、最近では分別するよということ何度か指導があった。私たちが分別したプラごみは統計上プラスチック容器包装類という項目でいいのか。

事務局 事業所からでるプラごみは産業廃棄物に区別されるため計画には反映されてません。

委員長 ほぼ、意見が出尽くしたようです。それでは、案件（１）の「平成３０年度一般廃棄物処理実施計画」については、「計画原案は適正であると判断する」ということで、当審議会から答申することとしますが、ご異議ございませんか。

—異議なし—

案件（２）平成２９年度における集団資源回収の取組みについて

（事務局説明 大庭が資料２に基づき説明）

・説明内容

集団資源回収活動登録団体は、５７団体、登録業者は１４業者。平成２８年度と比較し古布類が４８０ｋｇ減じたが、それ以外の項目は増加しており、合計で８８，０２１ｋｇ増加している。

会長：ただ今説明があった集団資源回収の取組みについて、質問はありますか。

鈴木委員 登録団体のその他とはどのような団体なのか。

事務局 その他団体は、劇団、スポーツ少年団等です。

高野委員 私どもの団体でも活動しているのが、統計上数字として出ていないが、なぜなのか。

事務局 登録してもらわなければ、統計上数字としてでてきません。

高野委員 市に出すより、業者に出す方が高く売れるので申請しなかったと思う。

事務局 業者の方に出された分に対して市からも奨励金が出されますので、参考にしてください。

委員長 引き続き、資源物回収ステーションの運用について説明してください。

報告（２）資源物回収ステーションの運用について

（事務局説明 木村課長代理が資料３に基づき説明）

・説明内容

目的は、資源物回収の推進と自主的な資源物回収の普及のために設置するもの。

設置場所は平鹿地域、大雄地域の地域局敷地内のほか、クリーンプラザよこてにも設置することで市民の費用負担を軽減できるものと考えている。

回収するものとしては、古紙類、布類のほか、資源物以外で通常収集しない水銀使

用物や利便性の向上に資する蛍光灯や乾電池を予定している。

今後のスケジュールは、3月23日にステーションが納入され、3月下旬に地域局管内に回覧または全戸にチラシを配布し周知を図り、受入れを開始したいと考えている。管理方法は、地域局では受付時間（8時30分～午後5時）の鍵の開閉等を行う。生活環境課では回収業者の手配や資源物の搬出等を行う予定です。

またクリーンプラザよこてでの運用だが、ごみの搬入者に対して計量棟で案内をしステーションへの誘導をお願いする予定です。

会長：ただ今の説明に対して、何か質問はありますか。

鈴木【代理】 資料に時間の記載はありますが、ステーションへの持ち込は毎日可能でしょうか。365日受け入れるのか。

事務局 休日も庁舎には日直がいるので、365日持込可能です。

鈴木委員 古紙類は白い紙ひもでしばって出すようにと広報にでたが、従来どおりの紙ひもではだめなのか。

事務局 茶色い紙ひもはクラフト紙といわれ、再生すると段ボールになります。白い紙ひもは再生するとトイレトペーパー等の段ボール以外の紙に再生することができます。クリーンプラザよこてに搬入される古紙類の量は膨大ですので、仕分けするのは大変です。今回のお願いはできればですので、ご了承ください。

黒沢委員 ステーション内は、古紙類など置く場所等がわかるようになっているのか。

事務局 マグネットシート等を利用し表示板を作製の上、置く場所を区分表示します。

山本委員 横手地区であればどこにステーションを設置するのか。

事務局 平鹿と大雄の運営状況を加味して検討します。しかし、大型店舗でも資源物の回収を行っていただいております。自主的に取り組んでいただいておりますので競合を避けるため現在のところ考えておりません。

笠井委員 大雄や平鹿地区の人以外でも利用できるのか。

事務局 市民であればどなたでも可能です。

委員長 ステーション内に出されたものが持ち出される等の懸念はないか。

事務局 美郷町はマンガ類が持ち出されて売却された例があるので懸念はしていますが市民の皆様を信頼しています。市が設置するステーションは庁舎の窓から見えるところに設置するように対策を講じています。不適切な事例が続くようであれば、閉鎖する予定です。

小松田委員 布団等が出された場合はどうするのか。

事務局 本来の回収目的にそぐわないごみの持ち込みも想定されます。その場合は生活環境課で回収します。また、ルールを守って出してもらおうよう周知を行っていきますが、さきほどお話したとおり不適切な事例が続くようであれば、閉鎖することも検討します。

山本委員 一般の不燃物は月に1回しか回収しないのは少ないのではないかと。

事務局 傾向として不燃物はあまり出されておられません。出し忘れ等を含めて回収日を増やすことは検討しておられません。ご了承願います。

鷹田委員 コンテナがいっぱいになり、昔のコンテナに出すと、持って行ってくれない。

事務局 1か所の集積所には6個のコンテナが置いてあります。全てを利用してもらっても構いませんのでご活用ください。

熊谷委員 集積庫のごみをカラスが散らかしてしまうことが多々ありました。その際収集業者には片付けていただいております、大変感謝しております。この場をお借りしてお礼申し上げます。

5. その他

(事務局より説明) 廃棄物減量等推進審議会委員の任期について

黒沢委員 任命関係は地域局から連絡が来るのか。

事務局 本審議会の任期は平成30年5月31日までとなっております。今後任期改選の手続きに入りますが、継続してお引き受けいただければと考えております。4月になりましたら、事務局である生活環境課から連絡いたします。皆様のご意向を確認させていただいたうえで、後任について推薦していただきます。その際に地域局に相談等を行いますのでよろしく願いいたします。

小松田委員 下高口地区の集積所には6個コンテナが置かれていたが、誰かが持って行ってしまったようで現在4個しかない。その場合は袋等にに入れて

出しても構わないか。

事務局 コンテナ回収が大前提ですので、コンテナが少ない等ありましたら生活環境課までご連絡ください。

6. 閉会

平成30年 月 日

議事録署名委員
